

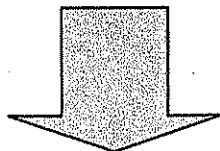
資料3

## 公認会計士制度部会報告について

金融審議会公認会計士制度部会の審議経過について  
(監査法人制度等のあり方についての総合的な検討)

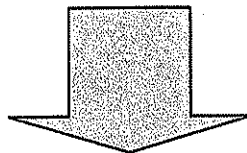
◎ 監査法人等を巡る状況等についての討議

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 第1回 (4月26日) | 監査法人制度等をめぐる状況等    |
| 第2回 (5月29日) | 国際的な動向等           |
| 第3回 (6月23日) | 関係者からのヒアリング       |
| 第4回 (7月10日) | 公認会計士・監査審査会からの報告等 |



◎ 監査法人等を巡る主な論点についての討議

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 第5回 (9月12日)  | 監査法人等における品質管理・ガバナンス・<br>ディスクロージャーのあり方 |
| 第6回 (10月2日)  | 監査人の独立性と地位の強化のあり方                     |
| 第7回 (10月25日) | 監査法人等に対する監督・責任のあり方①                   |
| 第8回 (11月8日)  | 監査法人等に対する監督・責任のあり方②                   |
| 第9回 (12月8日)  | これまでの議論の整理                            |



◎ 報告とりまとめに向けた討議

- |               |          |
|---------------|----------|
| 第10回 (12月18日) | 報告書案審議   |
| 第11回 (12月22日) | 報告書とりまとめ |

# 金融審議会公認会計士制度部会委員等名簿

(平成18年12月22日現在)

部会長	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
臨時委員	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	伊藤 進一郎	住友電気工業(株)顧問
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	大崎 貞和	(株)野村資本市場研究所研究主幹
	八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	増田 雅己	(株)読売新聞社論説委員
	的井 保夫	日本電気(株)取締役専務執行役員
	八木 良樹	(株)日立製作所取締役会議長
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	山浦 久司	明治大学大学院会計専門職研究科長
専門委員	小島 茂夫	(株)大阪証券取引所代表取締役常務取締役
	久保田 政一	(社)日本経済団体連合会常務理事
	澤田 眞史	日本公認会計士協会副会長
	飛山 康雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会会長
	増田 宏一	日本公認会計士協会副会長
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長
幹事	相澤 哲	法務省大臣官房参事官

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会公認会計士制度部会における主な提言

- |                                                                                                                   |   |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○企業活動の多様化、複雑化、国際化</li><li>○監査業務の複雑化、高度化</li><li>○公認会計士監査をめぐる非違事例等</li></ul> | } | →組織的監査の重要性の高まり |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|

### 1. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

#### (1) 監査法人において

- i) 監査証明業務を執行する者
- ii) 審査等、品質管理を担当する者
- iii) 品質管理体制の整備等、業務運営に関する意思決定を行う者の役割分担の明確化

#### (2) 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大を容認 (あわせて一定の上限を設定)

#### (3) 監査法人による開示の義務付け (品質管理・ガバナンスの状況、売上高の状況等)

### 2. 監査人の独立性と地位の強化

#### (1) 独立性の確保

- ①独立性保持に関する総則的規定の整備
- ②監査法人社員の退職後の就職制限を連結ベースに拡大
- ③特定企業への報酬依存(50%超)に関する日本公認会計士協会ルールの徹底
- ④大規模監査法人で上場会社監査に従事する主任会計士に係るローテーションの法定化(一般原則7年2年に対し、5年5年)
- ⑤新規公開時におけるローテーション期間の短縮

#### (2) 監査契約の締結等

- ①監査人の選任、監査報酬の決定における監査役の役割強化(同意権→議案等決定権)を提言(会社法関連事項)
- ②監査報酬に係る企業及び監査人による開示の強化
- ③監査人交代時における企業及び監査人による開示の強化
- ④財務書類に重大な影響を及ぼす不正・違法行為発見時における監査人による当局への報告手続の整備(監査役等への報告等を経た上でもなお改善が図られないときに報告を義務付け)

### 3. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

- (1) 経済的な非違抑止の手段の導入
- (2) 行政処分の多様化（現行は戒告、業務停止、解散命令）
  - i) 業務改善命令
  - ii) 役員等解任命令
  - iii) 専門職業教育・訓練の指示
  - iv) 個人の公認会計士による著しく不当な業務遂行に対する処分・業務改善指示
- (3) 有限責任組織形態の監査法人制度の導入  
（要件として i) 登録制、ii) 最低資本金、iii) 財務書類の開示、iv) 保証金の供託、保険加入等）
- (4) 品質管理上必要と認められる場合に、日本公認会計士協会の品質管理レビューを待たずに公認会計士・監査審査会が監査法人等に対して報告徴求・立入検査を行うことを容認
- (5) 外国監査事務所に対する届出（登録）、検査・監督の導入

### 4. その他

- (1) 監査法人における社員の競業禁止規制について、監査証明業務の適正を妨げない範囲において、他の社員全員の同意等を要件に解除を容認